

静岡市教育委員会



# 学校における 働き方改革プラン

R4～R8

～笑顔あふれる 魅力あふれる学校をめざして～

業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月 改訂版

静岡市教育委員会

令和4年4月



## 目次

### 第1章 プランの概要

- 1 策定の趣旨
- 2 働き方改革プランの目的
- 3 働き方改革プランの位置づけ
- 4 働き方改革プランの期間
- 5 働き方改革プランの対象
- 6 プランの着実な推進に向けて

### 第2章 これまでの取組と成果

### 第3章 基本的な方針

- 1 方向性
- 2 目的
- 3 目標
- 4 役割
- 5 プランの見通し
- 6 プランの4つの方針
  - 方針1 カリキュラムマネジメントを踏まえた教育課程の見直し
  - 方針2 事務業務の軽減
  - 方針3 指導体制の整備
  - 方針4 時間管理の徹底

# 第1章 プランの概要

## 1 策定の趣旨

グローバル化や情報化等の社会の変化が人間の予測を超えて進展することが指摘され、社会のあり方が劇的に変わる Society5.0 の到来が予測されています。

このような中で、学習指導要領が改訂され、これからの時代を生き抜く子どもたちに必要となる資質・能力を確実に備えることのできる学校教育の実現に向けて、教育課程が大きく変わろうとしています。

こうした中、平成31年1月の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」や3月の「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」において、学校における働き方改革に関する取り組むべき方策が示され、必要となる取組の徹底が求められています。また、令和元年12月には、「公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、本市においても条例・教育委員会規則等の改正を行い、「静岡市立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を、令和3年4月より施行しました。

平成30年度より「静岡市教育委員会学校における働き方改革プラン」を実施して参りましたが、こうした国の動きや本市のこれまでの取組成果や課題を踏まえ、学校における働き方改革に関する取組のさらなる推進を図るため策定するものです。

## 2 働き方改革プランの目的

教員が心身ともに健康を維持し、教育の質を高め、児童生徒の資質・能力の向上を図ることです。

## 3 働き方改革プランの位置づけ

本方針は、静岡市教育振興基本計画における「静岡型教員多忙解消プログラムの推進」の具体的な取組を示すものです。

#### 4 働き方改革プランの期間

令和4年度から令和8年度の5年間とします。

※終了時期は第3期静岡市教育振興基本計画の中間年度（令和8年度）に合わせます。

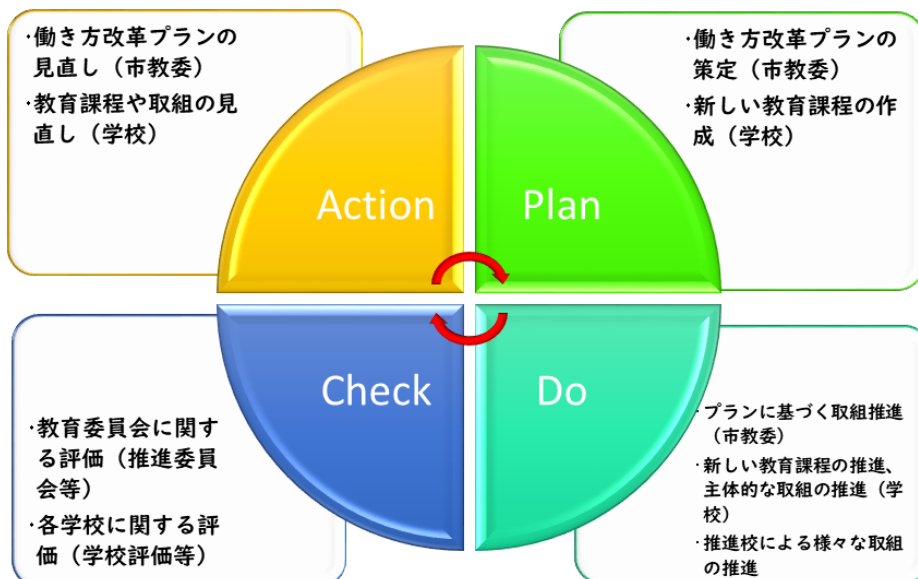
#### 5 働き方改革プランの対象

静岡市の市立小・中学校、高等学校の教職員を対象とします。

※本プランの各事項につきましては、市立学校のうち主に小・中学校を対象としておりますが、市立高等学校については、校種の違い等に留意をしつつ、対応をお願いします。

#### 6 プランの着実な推進に向けて

- (1) PDCAサイクルの考えに基づいて、学校と教育委員会が両輪となり、家庭や地域の理解と協力を得ながら各取組を推進していきます。
- (2) 本方針の取組状況や目標の達成状況等を踏まえ、「学校における働き方改革プラン推進委員会」において、有識者等の意見を参考にしながら評価・検証を行い、必要に応じて見直しを図る等、次年度以降の取組推進につなげます。



## 第2章 これまでの取組と成果

平成24年度に設立された「静岡市教職員倫理向上委員会」において、「働きやすい職場環境づくり」「教職員の多忙解消の方策」について議論がされてきました。平成29年12月26日文部科学省「学校における働き方改革に関する緊急対策」を受け、静岡市教育委員会では、時間外勤務の削減に向けた業務改善方策の有効性について、「学校における働き方改革プラン推進委員会」を立ち上げ、平成30年4月1日に「学校における働き方改革プラン」（平成30年度～令和3年度）を策定しました。

### 【これまでの取組】

- ◆静岡市教職員倫理向上委員会（H24年度～H28年度）
- ◆学校における働き方改革プラン推進委員会（H29年度～）
  - ・学校における働き方改革プラン策定（H29年度）
  - ・校務支援システムの導入（H29年度・30年度～）
- 「学校における働き方改革プラン」実施（H30年度～R3年度）
  - ・学校に日直を置かなくてもよい日実施（H30年度～）
  - ・校務支援システムによる出退勤管理実施（R1年度～）
  - ・「静岡市立中学校部活動ガイドライン」全面实施（R1年度～）
  - ・普通教室のエアコン設置（R1：小学校、R2：中学校）
  - ・スクール・サポート・スタッフの配置（R1：9校、R2：38校、R3：全校配置）
  - ・推進協力校による実践研究（H30年度～R1年度：西奈小、清水第四中 R2年度～麻機小・清水第五中）、好事例の紹介等
  - ・勤務時間外電話対応時間の設定（R2年度～）
  - ・「静岡市立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針」策定（R2年度）
  - ・「学校における働き方改革」新プランを策定（R3年度）

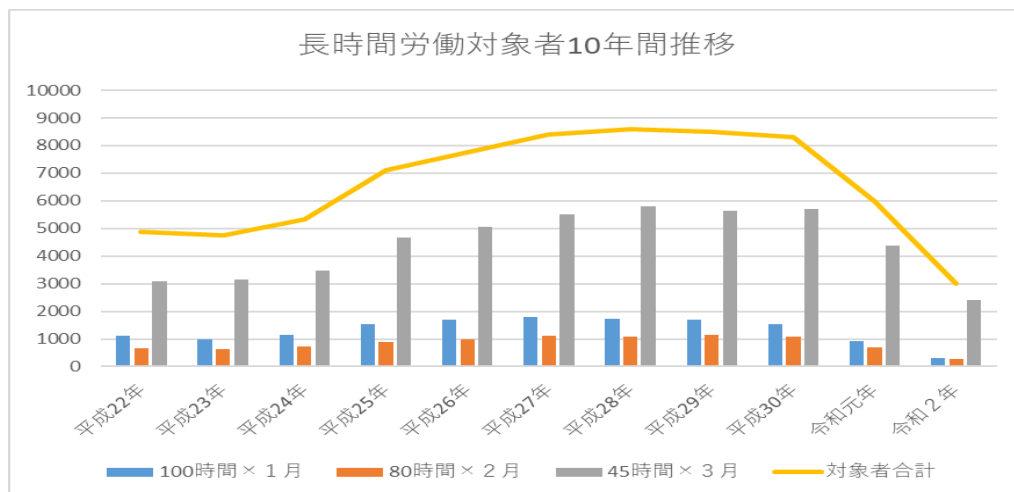


## 【成果】

★現行の「学校における働き方改革プラン」をもとに、総合的に事業を推進した結果、長時間労働対象者（勤務時間外が100時間1か月、80時間2か月、45時間3か月連続した者）の割合が着実に減少しています。

H29 26.5% → H30 24.8% → R1 17.7% → R2 9.0%

※R1、R2は新型コロナウイルス感染症による休校措置及び行事等見直しの影響を含む

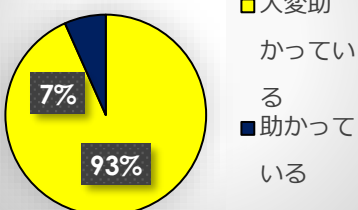


★令和2年度は、新型コロナウイルスの影響による例年とは異なる学校運営の中で業務を削減せざるを得なかったが、子どもたちの学びを妨げることが無いよう、各学校で工夫を凝らし、教育課程を見直す機会となりました。想定していなかったコロナ禍の中で見えてきたことを大切にしながら教育委員会としても、業務分担の見直しや適正化を働きかけてきました。

★令和3年度は、スクール・サポート・スタッフを全校に配置し、教員でなくてもできる業務分担の見直しや適正化を意識しながら、子どもと向き合う時間を増やし、教育の質の向上と長時間労働対象者をさらに削減する取り組みを進めています。

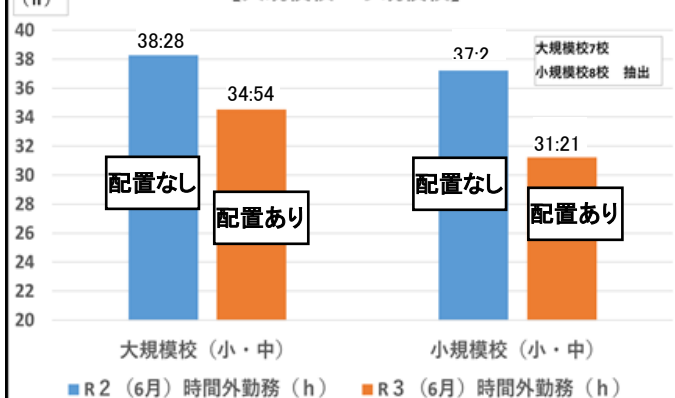
### スクール・サポート・スタッフ配置による成果

スクール・サポート・スタッフの配置は、業務改善の助けになっているか？（R3.7月調）



### 時間外勤務時間（一人あたり平均）

【大規模校・小規模校】



## ★主な取組と成果

### 1 校務支援システムの活用

新学習指導要領に対応した指導要録や通知表の様式の設定や、学校現場のニーズに応じた改善を行った。

校務支援アンケート比較（年間一人当たり平均）

業務内容	H29(導入前)	R2	削減時間
評定の算出・入力等	189時間33分	117時間5分	72時間28分▽
通知表の作成等	175時間15分	131時間16分	43時間59分▽
指導要録の作成	179時間57分	114時間33分	65時間24分▽

### 2 時間管理の徹底

#### ①スクール・サポート・スタッフの配置

年度	H30	R1	R2	R3
配置校	—	9	38	123

R1:9月～管理職の業務環境の整備のため

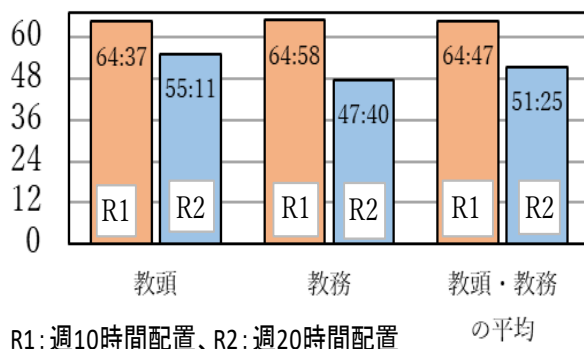
R3～全教員の事務的補助のため全校配置

#### ②勤務時間外の電話対応（R2～）

市の標準時間を設定（9割導入済）

	朝	夕方
小学校	7:45～	～18:00
中学校		～18:30

スクールサポートスタッフ配置校の  
時間外勤務時間（教頭・教務）の比較



【スクール・サポート・スタッフ】  
給食配膳の補助をしている様子

学校運営の中核である教頭・教務主任の業務が整理され、時間外勤務時間が減少

#### ③「日直を置かなくてもよい日」の設定

・夏季4日間及び冬季2日間

R2実績（夏季）全4日間実施：124校、期間中休暇等取得率：98%、

全職員（100%）取得：49校、90%以上の職員取得：115校

### 3 推進協力校による実践研究

H30～R1 西奈小・清水第四中

実践事例：長時間の職員会議（年6回）を廃止、隔週の打ち合わせに（30分程度）職員会議や打ち合わせのペーパーレス化（S.kom掲示板等の利用）

R2～ 麻機小・清水第五中

実践事例：コロナ影響による行事等の大幅な見直し（削減及び縮減）  
学校応援団やスクサポなどの地域人材の積極的な活用

## ★令和7年度の現状と取組について

### 1 静岡市教職員の勤怠管理状況について

#### (1) 1カ月当たりの静岡市教職員の平均時間外在校等時間

単位：時間	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校	29	27	28	28:54
中学校	37	37	38	38:06
全体	33	33	33	33:30

※国では、令和11年度までに平均30時間程度に削減することを目標としています。

#### (2) 長時間労働者対象率

令和7年度	100時間以上	80時間以上	45時間以上
	1.3%	2.6%	21.6%
月45時間以上	25.5%		

#### 【参考】

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
22.6%	26.1%	23.8%	25.6%

#### (3) 長時間勤務の主な要因

令和7年度	教材研究	学習指導	生徒指導	進路指導	分掌等の事務処理	部・クラブ活動	PTA等	特例
小学校	47.5%	1.7%	1.3%	0.0%	48.9%	0.0%	0.3%	0.2%
中学校	26.2%	1.5%	2.3%	1.0%	57.5%	10.8%	0.4%	0.2%

#### (4) 月平均45時間を超える学校の割合

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
13.9%	15.4%	11.8%	9.1%	13.8%

## 2 令和7年度の主な取組について

- (1) 学校における働き方改革プラン推進委員会
  - ア 働き方改革推進協力校を中心として、成果と課題を整理
  - イ 「学校における働き方改革プラン」に沿った業務改善の実施についての研究
  - ウ 新プラン（R9\_4月）策定に向け、調査・研究・検討
- (2) 教育課程見直しの推進 働き方改革推進協力校による実践発表
  - ・フレキシブル担任制の推進（足久保小・東源台小・竜南小）
- (3) 働き方改革コーディネーターの各校設置（令和7年度からの取組）
  - ・【目的】各校設置された働き方改革コーディネーターは、学校における働き方改革の推進をナビゲートする者であり、学校現場からのボトムアップ型の業務の見直しや効率化を図ることで、教職員の業務負担の更なる軽減に努めること。
  - ・年3回 研修会を実施し、働き方改革の必要性やコーディネーターの目的や役割等について研修し、学校間の情報交換も行った。
- (4) 勤怠管理システムによる勤務時間管理
  - ・令和6年度より新システム導入。校務支援パソコンのログイン時間とログオフ時間を活用し、正確な勤務時間管理を進めている。
  - ・職種ごとの集計や勤務時間の変更、休暇の設定などアップデートを進めている。
- (5) スクール・サポート・スタッフの全校配置の継続
  - ・令和3年度からの全校配置を継続し、教員が子どもの指導に集中できる環境を整えている。11月に実態を把握するアンケートを実施。
- (6) 日直を置かなくてもよい期間の設定
  - ・夏と冬の長期休業中に全市一斉に実施。独自に設定している学校も増えている。
- (7) 年次有給休暇取得の促進
  - ・教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図る。

### 3 令和8年度の主な取組について

#### (1) 学校における働き方改革プラン 新プランの策定準備

- ・現行プランをベースに、給特法等一部改正法と文部科学省指針で示された新たな内容を盛り込み、アップデートしていく。
- ・教育局各課のメンバーで、定期的に「作業部会」を開き作成し、「学校における働き方改革プラン推進委員会」にて、作成状況を報告し、行政・保護者・学校現場それぞれの立場からご意見をいただきたい案件について話題にし、検討し、新プランに反映させていく。

#### (2) フレキシブル担任制の推進

- ・従来の「学級担任と学級の子ども」という固定的な関係にとらわれず、複数の教員が学級や学年をチームで担当したり、授業を教科ごとに分担したりするなど、一人ひとりの子どもに様々な教職員が関わり、学校全体で子どもを支える柔軟な指導体制を構築する取組を全市全学級で推進する。

#### (3) 働き方改革コーディネーターの各校設置（2年目）

- ・前年度の各校の課題を踏まえ、ボトムアップ型の更なる業務の見直しや効率化を図る。

#### (4) 校務DXのさらなる推進

##### ①学校と保護者とのコミュニケーションツールの全市一斉導入

- ・7月導入。個別連絡や市教委からの一斉配信が可能となる。運用ルールの策定。

##### ②学びのプロジェクトチーム 校務改善部会での取組

- ・文書ファイルのデジタル化、デバイスの最適化について検討する。

##### ③ICT教育の推進

- ・学習支援ツールの機能拡充。子ども一人ひとりの課題や理解度のデータを可視化し、全ての教員が客観的な分析データに基づいた授業改善を実現することで、誰一人取り残すことなく、それぞれに最も適した学びを推進する。

#### (5) 児童生徒が抱える多様な課題に対する組織的な対応

- ・教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員など、多様な専門性をもつ人材により、きめ細やかな指導・支援の充実を図り、教育の質の向上を目指す。

## 第3章 基本的な方針

### 1 方向性

#### 教育課程の見直しにも踏み込んだ新しい働き方改革！（静岡型働き方改革）

※この「教育課程の見直し」については、児童生徒が学ぶ内容を単に削減する、ということではなく、子どもたちが身に付ける力の育成に必要な教育内容は維持しつつ、短時間で集中・効率的な学びを目指していく趣旨です。むしろ、GIGA 一人一台端末等を活用しながら、これからの時代に求められる学びのための授業等の在り方を考える契機と考えます。

### 2 目的

#### 教員が心身ともに健康を維持し、教育の質を高め、児童生徒の資質・能力の向上を図る

##### (1) 目指す子どもの姿（アウトカム）

指標	目標値（令和8年度）	参考値
学校に行くのは楽しいですか	85%	小：84.7% 中：84.1%(R7)
友達と協力するのは楽しいと思いますか	95%	小：93.5% 中：92.9%(R4)
自分には良いところがありますか	80%	小：86.8% 中：84.6%(R7)
人が困っているときに進んで助けていますか	90%	小：92.0% 中：90.0%(R7)
学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていますか	80%	小：80.2% 中：80.6%(R5)
英語の勉強は好きですか	75%	小：72.5% 中：53.2%(R5)
国語の授業の内容はよく分かりますか	85%	小：80.4% 中：76.5%(R7)
算数・数学の授業の内容はよく分かりますか	85%	小：77.9% 中：69.8%(R7)

※学力・学習状況調査における児童生徒質問紙による回答より

##### (2) 目指す地域との姿（アウトカム）

指標	目標値（令和8年度）	参考値（令和7年度）
地域住民等との連携・協働実現度	100%	98%
学校が必要とする支援活動の実現度	100%	97%

※教育総務課から学校へ依頼している『地域学校協働活動推進事業における意識調査』の質問項目より

##### (3) 目指す教員の姿（アウトカム）

指標	目標値（令和8年度）	参考値（令和7年度）
自分の仕事にやりがいを感じている教員の割合	95%	92%
「子どもと向き合う時間」や「指導準備時間」が十分確保できていると感じている教員の割合	70%	45%
心と体の健康が保たれていると感じている教員の割合	80%	64%

※Logo フォームアンケートから



### 3 目標

時間外在校等時間を月45時間以内、年360時間以内にすることを目指して

本プランに基づく学校における働き方改革の推進により、プラン最終年度（令和8年度）に目指す姿・最終目標及び中間年度（令和6年度）の中間目標は次のとおりとします。

#### (1) 最終年度（令和8年度）に向けての「最終目標」（アウトプット）

目標指標	目標値（令和8年度）	参考値（令和7年度）
時間外在校等時間【月45時間】を超える教職員の割合	0%	25.5%
年次有給休暇の年間平均取得日数	16日	15.5日
高ストレス者（総合リスク100以上の割合）	7%未満	10.4%

※教職員課調査より

#### (2) 中間年度（令和6年度）までの「中間目標」（アウトプット）

目標指標	目標値（令和6年度）	参考値
時間外在校等時間【月80時間】を超える教職員の割合	0%	4.2%(R6)
時間外在校等時間の【月平均値45時間】を超える学校の割合	0%	9.1%(R6)
校内での業務改善（教育課程の見直し等）に取り組んでいる学校の割合	100%	小：97.6%(R3) 中：94.6%(R3)

※教職員課調査より ※「業務改善」の項目は学力・学習状況調査における学校質問紙による回答より

### 4 校長・教育委員会の役割

校長の役割	教育委員会の役割
① 学校における働き方改革の推進（教育課程の見直し・実践）	① プランの作成と推進（推進委員会の運営・市の取組推進）
② 時間外在校等時間の管理	② 各学校の時間外在校等時間の把握
③ 時間外在校等時間を超える職員への対応 全職員の業務実態と健康状態の把握	③ 上限時間を超える職員が多い学校に対する指導助言

## 5 プランの見直し

	プランの進捗	教職員課	市内小・中・高等学校
令和4年度	プランの基礎期	<ul style="list-style-type: none"> <li>プランの周知</li> <li>実践校による発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の教育課程の洗い出し</li> <li>中間目標を意識しながら可能なことを実践</li> </ul>
令和5年度 ～ 令和7年度	プランの充実期	<ul style="list-style-type: none"> <li>好事例の紹介</li> <li>実践校による発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カリキュラムマネジメントを踏まえた教育課程の作成</li> <li>中間目標・最終目標を意識しながら可能なことを実践</li> </ul>
令和8年度	プランの深化期	<ul style="list-style-type: none"> <li>プランの検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カリキュラムマネジメントを踏まえた教育課程の実践</li> </ul>

指導体制の整備
PDCAサイクル

## 6 プランの4つの方針

- 方針1 カリキュラムマネジメントを踏まえた教育課程の見直し
- 方針2 事務業務の軽減
- 方針3 指導体制の整備
- 方針4 時間管理の徹底



### 方針1 カリキュラムマネジメントを踏まえた教育課程の見直し

① 働き方改革を意識した教育課程の見直し・実践及び好事例共有	各学校・教職員課
--------------------------------	----------

○下記②の働き方改革推進校の実践等を参考に、働き方改革を意識、見直しを行った各校の教育課程の実践及び好事例を共有し、各学校の「働き方改革を意識した教育課程」の見直しを毎年繰り返し行っていくことで、令和8年度には、どの学校においても、働き方改革の要素が十分に入った教育課程の完成を目指します。また、教師が子どもたちと関わる時間が増えることで、質の高い教育が行われ、さらに楽しい学校生活が送れるようにしていきます。

② 働き方改革推進校による実践・発表	推進校・教職員課
--------------------	----------

○令和4年度より働き方改革における様々なテーマを絞りながら推進校による実践を行い、効果のあった実践を各学校に伝えていきます。令和8年度にはどの学校においても、働き方改革を意識した教育課程が進み、教師が子どもたちと関わる時間が増えることで質の高い教育が行われ、さらに楽しい学校生活が送れるようにしていきます。

<b>③ 静岡型小中一貫教育の教育課程の編成 (教科の系統性、行事の見直し)</b>	<b>学校教育課</b>
--	--------------

○静岡型小中一貫教育の教育課程を編成することで、グループ校で行事等の精選や、準備を含めた時数の適正化を進めることができ、教職員が子どもと向き合う時間を生み出すこととなります。その結果、子どもたちにとっては、学習や生活の相談ができる時間が増えます。

<b>④ 静岡型 ICT 教育の推進 (学習用端末を活用した授業づくり)</b>	<b>教育センター</b>
--	---------------

○令和4年度中の chromebook 端末配備など、ICT を導入し、活用することにより、教員の授業の質の向上を図り、学習が苦手な子のつまずき始めを見つけたり、得意な子がもっと進んだ内容を学習できたりする等、子ども一人一人の学習状況に応じた、より効果的な指導を実現します。また、学習のデータの積み上げにより授業の準備や学習評価等にかかっていた時間の削減にもつなげていきます。これらの施策により令和8年度にはどの学校においても、勉強が好きな子どもが増えるようにしていきます。

施策	時期等
児童・生徒の学習用端末と教員用端末の段階的配備	令和4年8月までに市内小中学生及び正規教員への配備
静岡市 GIGA スクール運営支援センターの新設	令和4年度新設
ICT 支援員による学校支援	令和3年度より配置
校内における中核となるリーダーの育成	年7回の研修会の実施

<b>⑤ 小学校高学年における教科担任制 (英語)</b>	<b>教育センター</b>
-------------------------------	---------------

○教員の専門性を生かした指導により教育の質の向上を図るとともに、学級担任の負担軽減を図る「教科担任制」の導入に向けた検証を進めています。小学校高学年に英語の教科担任制を取り入れ、小学校に英語専科の教員を配置しています。ALT との連携が円滑になり、学級担任の打合せや英語の教材研究、授業準備の時間削減につながります。その結果、子どもたちにとっては、授業時間中以外にも学級担任と関わる時間が増えます。

<b>⑥ コミュニティ・スクール導入の推進</b>	<b>教育総務課</b>
---------------------------	--------------

○コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) の導入により、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能になる「地域とともにある学校づくり」を進めます。学校と地域が目標、学校運営の基本方針を共有し、多様な教育活動、質の向上、教育課程の見直し等、有意義な協働につなげていきます。地域住民等が学校教育に参画することで、子どもたちの教育活動が充実します

⑦ 「リフレッシュ・デイ」と教育の質の向上	教職員課
-----------------------	------

○年間数回、授業を午前中で終了する「リフレッシュ・デイ」を設定し、児童・生徒が自宅等で家庭学習等にじっくり取り組むことができる時間を作ります。教員は、教材研究等に充てることで、心のゆとりをもって子どもにじっくりと向き合う時間を増やすことができ、さらなる教育の質の向上を目指します。令和4年度より、推進校で効果検証を、令和5年度以降に可能な学校から実施していきます。令和8年度に向けて、子どもたちが授業の中で活躍し、考えを深めたり、広げたりすることがさらにできるようにしていきます。

⑧ 授業時数の整理	学校教育課
-----------	-------

○毎年の教育課程編成において、適正な授業時数となるよう、教育課程ヒアリング等で指導することで、教員の教材研究や授業準備の時間を確保します。その結果、子どもたちにとっては、分かりやすい授業を受けることができ、学力定着につながります。

⑨ 校内・校外研修の見直し	教育センター
---------------	--------

○研修の精査・精選を行うとともに、長期休業中における「日直を置かなくてもよい日」の設定等を意識した研修日程を設定します。また、校外研修参加に伴う距離的・時間的負担の軽減を図るため、令和3年度より遠隔システムを活用した校外研修について検討・試行し、研修効果の有効性が認められるものについて導入を目指します。それによって各学校では教員の負担が減り、子どもへ向かう時間や心の余裕が生まれ、子どもが楽しく学校生活を送れるようになります。



## 方針 2 事務業務の軽減

<b>① 校務支援システムの活用</b>	<b>教育センター</b>
----------------------	---------------

○校務作業軽減として平成30年4月から全小・中学校に導入された校務支援システムによって、教職員が行う成績処理、出席統計、学籍管理、指導要録作成等に係る一連の事務処理をシステム化し、児童生徒の通算9年間の情報を電子化することができました。市で一元管理したことで、効率的な事務が可能となり、事務業務の軽減につながってきました。令和6年度の更改により、校務支援システムの有効活用に努め、さらなる事務業務の軽減を目指していきます。

<b>② スクール・サポート・スタッフ（教員業務支援員）の配置</b>	<b>教職員課</b>
-------------------------------------	-------------

○スクール・サポート・スタッフ（教員業務支援員）を適正に配置することで、教員が子どもの指導に集中できる環境を整え、子どもと向き合う時間を増やします。令和8年度に向け、本事業を通して、子どもたちが授業にさらに活躍したり、友達と協働することを楽しんだりすること、また、自己肯定感を高めたり、思いやりの気持ちを高めたりするなど、様々な教育効果を期待しています。また、教員の長時間勤務の改善を目指します。

R1	R2	R3	R4
9校配置	38校配置	全校配置	全校配置

※教員業務支援員：学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和3年8月23日）に定められた。【※第65条の7：教員業務支援員（＝スクール・サポート・スタッフ）は、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事する】

<b>③ 欠席連絡のデジタル化のための整備</b>	<b>教職員課</b>
---------------------------	-------------

○令和3年度後期より欠席連絡のデジタル化のためのシステム導入に向けた調査・研究を行い、整備について検討しました。令和8年7月に、全市一斉にコミュニケーションツールを新たに統一導入します。

<b>④ 教材の保存・共有による授業準備の削減</b>	<b>教育センター</b>
-----------------------------	---------------

○OGIGA スクール構想による児童生徒への一人一台の端末配付と教員用端末の配備により、これまで時間をかけて作成していた教材・教具の一部を端末で作成し提示することができます。また、作成した教材・教具を市内教員同士が共有することも可能になります。令和8年度までに、効果的な教材の作成・掲示・保存・共有等の方法の研究を行い、整備していくことで、教員の多忙解消への効果が期待されます。

<b>⑤ 教員、事務職員の標準的な業務の明確化</b>	<b>教職員課</b>
-----------------------------	-------------

○これまで学校・教職員が担ってきた業務、担っている業務について、総合的に検証を行い、学校が担うべき業務の明確化・適正化を図るとともに、年齢、職階、校種等に応じた新たな取組や支援について検討します。

<b>⑥ 共同学校事務室の設置</b>	<b>教職員課</b>
---------------------	-------------

○共同学校事務室における組織的な事務処理を推進し、より一層の事務量の平準化及び教職員の事務負担軽減の推進に努めていきます。



### 方針3 指導体制の整備



<b>① 静岡市型 35 人学級の実施</b>	<b>教職員課</b>
-------------------------	-------------

○本市では、令和2年度より国に先駆けて小・中学校の全学年で35人学級編制を完全実施しており、学習面や生活面での効果が表れています。今後も子ども一人ひとりに寄り添う体制を研究していきます。

<b>② 持続可能な部活動システムの構築</b>	<b>学校教育課</b>
--------------------------	--------------

○「静岡市立中学校部活動ガイドライン」に基づき、部活動の適切な運営や外部人材の活用により、指導の質的向上及び長時間勤務等の改善を目指します。また、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）を受け、本市の課題である、急激な少子化への対応や教師の多忙な勤務状況の改善等に向け、エリア制部活動の活用や部活動指導員等の配置などを、令和9年8月まで継続して実施していきます。

<b>③ 家庭や地域との連携・協働の推進（学校応援団・放課後子ども教室等）</b>	<b>教育総務課・市P連</b>
---	------------------

○学校応援団活動の仕組みを基盤として、放課後子ども教室の活動に関わる地域人材との共有を図りながら、学校と地域が連携・協働する体制を整えていきます。令和8年度までに全ての中学校区に統括的な地域学校協働活動推進員や地域学校協働活動推進員を配置し、小中一貫教育の「よこのつながり」を強化し、児童生徒が地域の多様な人々とつながりながら、学びの質を

高めることができるようにしていきます。統括的な推進委員等と連携することで、授業や様々な活動に必要とする人材への連絡や調整等の時間削減にも役立っています。

<b>④ 特別支援学級支援の充実</b>	特別支援教育センター
----------------------	------------

○集団の中で学ぶことが苦手な子どもたちが在籍している自閉症・情緒障害学級に非常勤講師を追加配置し、学習指導体制の充実を図ります。特別支援学級の新設等についても適正に行い、支援体制の充実を図ります。

<b>⑤ 非常勤講師・支援員等の人的配置</b>	教職員課・各課
--------------------------	---------

○多様な専門性をもつ人材により、きめ細やかな指導・支援の充実を図り、教育の質の向上を目指していきます。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・主幹教諭軽減 ・小学校専科 ・小規模小学校支援 ・免外解消 ・通級指導</li> <li>・小中サポート ・初任研後補充（拠点校方式・特例校方式） ・複式授業解消</li> <li>・こころの教育支援 ・部活動外部顧問 ・部活動外部指導員 ・特別支援教育支援員</li> <li>・小・中学校看護師 ・自閉症・情緒障害学級授業改善 ・スクールカウンセラー</li> <li>・スクールソーシャルワーカー ・教育相談員 ・学校司書 等</li> </ul> |
|---|

<b>⑥ キャリア・プランシートを生かした教師としてのキャリア設計</b>	各学校・教育センター
---------------------------------------	------------

○「キャリア・プランシート」の作成・活用により、今のステージに応じた資質・能力への到達状況を把握するとともに、中長期的な視野で教師としてのキャリアを見据え、教員としての資質向上や見通しをもった将来設計の意識化を目指します。業務の精選や目的を意識した働き方によって、子どもが楽しく学校生活を送れるようにしていきます。

<b>⑦ 人事評価制度に働き方の視点を入れたシステムの構築</b>	各学校・教職員課
-----------------------------------	----------

○教職員の資質向上と学校組織の活性化を目的とした教職員人事評価制度の中で、学校経営構想シートや自己目標シートに働き方改革の視点を盛り込むことで、教職員一人一人が働き方改革の視点をもって継続的に取り組んでいきます。1年間という期間のみならず、毎年継続していくことで・中長期的なスパンで働き方を意識し、令和8年度には、長時間労働対象者の割合0%を目指します。

## 方針4 時間管理の徹底

<b>①</b>	<b>「学校の教育職員の時間外在校等時間の上限等に関する方針」による意識改革</b>	<b>教職員課</b>
----------	--	-------------

○「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正等を踏まえ、本市においても労務管理の重要性から条

<b>R2</b>	<b>R3</b>	<b>R4</b>
法的整備	実施	

例、教育委員会規則の改正を行いました。この条例・規則に基づき策定

された「静岡市立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針」に照らした超過勤務時間の現状と留意点等を定期的に発信し、どの学校でも働き方改革が推進していけるよう努めていきます。

<b>②</b>	<b>校務PCログイン時間による勤怠管理の推進</b>	<b>教職員課</b>
----------	-----------------------------	-------------

○校務支援システムにより教職員の勤務実態を客観的に把握し、本方針の検証や取組の改善に活かします。また、勤務時間管理を徹底し、タイムマネジメントを意識した働き方を推進します。

<b>③</b>	<b>教職員のメンタルヘルス対策推進</b>	<b>教職員課</b>
----------	------------------------	-------------

○教職員を対象とした精神科医によるメンタルヘルス相談や保健師相談の実施、また、ストレスチェックを踏まえた職場環境改善研修などにより、教職員の心身の健康保持増進を図ります。

<b>④</b>	<b>時間外の電話対応の時刻の設定・登校時刻等の検討</b>	<b>各学校・教職員課</b>
----------	--------------------------------	-----------------

○家庭や地域の理解と協力のもと、電話対応の時間を原則、小学校は7：45～18：00、中学校は7：45～18：30を継続します。また、登校時刻等の設定については、校種や地域により実情が異なりますが、子どもの安全と教職員の勤務時間を考慮した時間設定を検討していきます。

<b>⑤</b>	<b>日直を置かなくてもよい期間の設定・年次有給休暇取得の促進</b>	<b>各学校・教職員課</b>
----------	-------------------------------------	-----------------

○長期休業中に「日直を置かなくてもよい日」（R1～）を全市一斉に行うことで、年次有給休暇取得推進を図っていきます。本事業は浸透しつつありますが、今後も家庭や地域に対し、学校だより等で周知するとともに理解と協力を求めています。また、計画的な年次有給休暇の取得促進を周知し、令和8年度には、年次有給休暇の年間平均取得日数16日以上を目指します。

⑥

## 1年単位の変形労働時間制の活用

教職員課

○教職員の在校等時間の実態を把握し、ワーク・ライフ・バランスに配慮した1年単位の変形労働時間制の効果的な運用方法について他都市の状況を踏まえながら検討を行います。

改訂版 全国の学校における働き方改革事例集

令和4年2月 文部科学省



<https://www.mext.go.jp/content/20220>

[221-mxt\\_kouhou01-000020595\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220221-mxt_kouhou01-000020595_1.pdf)

改訂版 全国の学校における働き方改革  
事例集(令和4年2月)(PDF:22.1MB)



<https://www.mext.go.jp/content/20220>

[221-mxt\\_kouhou01-000020595\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220221-mxt_kouhou01-000020595_2.pdf)

改訂版 全国の学校における働き方改革  
事例集 Part1 (PDF:2.8MB)



<https://www.mext.go.jp/content/20220>

[221-mxt\\_kouhou01-000020595\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220221-mxt_kouhou01-000020595_3.pdf)

改訂版 全国の学校における働き方改革  
事例集 Part2 (PDF:6.8MB)



<https://www.mext.go.jp/content/20220>

[221-mxt\\_kouhou01-000020595\\_4.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220221-mxt_kouhou01-000020595_4.pdf)

改訂版 全国の学校における働き方改革  
事例集 Part3 (PDF:7.3MB)

文部科学省から出されている「全国の学校における働き方改革事例集」です。  
大変参考になりますので、お読みいただき、各校の働き方改革に生かしてください。

## 学校における働き方改革プラン取組一覧

方針1 カリキュラムマネジメントを踏まえた教育課程の見直し		
①	働き方改革を意識した教育課程の見直し・実践及び好事例共有	各学校・教職員課
②	働き方改革推進校による実践・発表	推進校・教職員課
③	静岡型小中一貫教育の教育課程の編成(教科の系統性、行事の見直し)	学校教育課
④	静岡型ICT教育の推進(学習用端末を活用した授業づくり)	教育センター
⑤	小学校高学年における教科担任制(英語)	教職員課・学校教育課
⑥	コミュニティ・スクール導入の推進	教育総務課
⑦	「リフレッシュ・デイ」と教育の質の向上	教職員課
⑧	授業時数の整理	学校教育課
⑨	校内・校外研修の見直し	教育センター
方針2 事務業務の軽減		
①	校務支援システムの活用	教育センター
②	スクール・サポート・スタッフ(教員業務支援員)の配置	教職員課
③	欠席連絡のデジタル化のための整備	教育センター
④	教材の保存・共有による授業準備の削減	教育センター
⑤	教員、事務職員の標準的な業務の明確化	教職員課
⑥	共同学校事務室の設置	教職員課
方針3 指導体制の整備		
①	静岡市型35人学級の実施	教職員課
②	持続可能な部活動システムの構築	学校教育課
③	家庭や地域との連携・協働の推進(学校応援団・放課後子ども教室等)	教育総務課・市P連
④	特別支援学級支援の充実	特別支援教育センター
⑤	非常勤講師・支援員等の人的配置	教職員課
⑥	キャリア・プランシートを生かした教師としてのキャリア設計	各学校・教育センター
⑦	人事評価制度に働き方の視点を入れた生かすシステムの構築	各学校・教職員課
方針4 時間管理の徹底		
①	「学校の教育職員の時間外在校等時間の上限等に関する方針」による意識改革	教職員課
②	校務PCログイン時間による勤怠管理の推進	教職員課
③	教職員のメンタルヘルス対策推進	教職員課
④	時間外の電話対応の時刻の設定・登校時刻等の検討	各学校・教職員課
⑤	日直を置かなくてもよい期間の設定・年次有給休暇取得の促進	各学校・教職員課
⑥	1年単位の変形労働時間制の活用	教職員課

## 学校における働き方改革プラン取組一覧と「学校と教師の業務の3分類」との関連

教職員・保護者・地域・各関係機関など、学校を支えている様々な方々のそれぞれの立場から、現状の課題を出しつつ、どのように取り組むべきか話し合い、各校の実情に応じて優先順位を定めながら運用していくことを大切にしていきます。

### (1) 学校以外が担うべき業務

#### ◆学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

令和7年度より、学校給食費公会計が始まった。

→【方針2 取組⑤】教員、事務職員の標準的な業務の明確化

#### ◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

令和5年度より、「静岡県スクールロイヤー活用事業」が始まった。

令和7年9月「学校に対する過剰な苦情や不当な要求への対応マニュアル」作成

### (2) 教師以外が積極的に参画すべき業務

#### ◆調査・統計等の回答（「3分類」⑥関係）

校務支援システムや学習用端末アンケート機能、Logo フォーム等を活用し、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

→【方針2 取組①】校務支援システムの活用

#### ◆部活動（「3分類」⑬関係）

令和9年9月、しずおか地域クラブ活動が始まり、部活動の地域展開を実現する。

→【方針3 取組②】持続可能な部活動システムの構築

### (3) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

#### ◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑱関係）

スクールカウンセラー（心理の専門家）、スクールソーシャルワーカー（福祉の専門家）、訪問教育相談員、教育相談員などと連携する。

→【方針3 取組⑤】非常勤講師・支援員等の人的配置